

生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全	6.5 ~ 8.5	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5 ~ 8.5	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1000 MPN/ 100ml 以下	
B	水道3級 水産2級	6.5 ~ 8.5	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5000 MPN/ 100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級	6.5 ~ 8.5	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水	6.0 ~ 8.5	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 ~ 8.5	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以上	—	
<p>備考 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p>							

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全 亜 鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	
<p>備考 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p>			